



福岡医発第0198号(地)
平成23年 4月 19日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

肝炎治療特別促進事業の助成期間に係る取扱い等について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室より事務連絡が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、この度の東日本大震災による被災状況等に鑑み、肝炎治療特別促進事業の対象となっている被災者の助成期間について、下記のとおり取扱うこととしたものです。

あわせて、核酸アナログ製剤の投与の中断等については、別紙のとおり(社)日本肝臓学会からメッセージが出され、被災された肝炎患者等に対する支援に当たりご留意いただきたいとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 今般の地震による被災状況等に鑑み、インターフェロン治療の中断期間が連続1ヵ月以上に及ぶなどして、医師が治療再開による治療効果が期待できず、当該治療を最初から行う必要があると判断した場合には、助成期間の経過日数にかかわらず、治療開始日、治療予定期間を再度設定することを可能とする。
- 2 副作用などで治療休止期間があり、2ヵ月の助成期間の延長がすでに認められている者について、医師が治療効果が期待できると判断した場合には、2ヵ月の延長期間を超えて、予定されていた治療を完遂するまで、治療予定期間を再度設定することを可能とする。

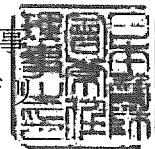
平成23年4月14日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

保 坂 シゲ



肝炎治療特別促進事業の助成期間に係る取扱い等について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室より各都道府県衛生主管部（局）宛事務連絡がなされ、本会に対して情報提供がありました。

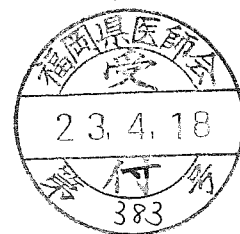
本事務連絡では、東日本大震災による被災状況等に鑑み、肝炎治療特別促進事業の対象となっている被災者の助成期間について、下記のとおり取り扱うこととしております。

また、核酸アナログ製剤の投与の中断等について、日本肝臓学会からメッセージが出されており、被災された肝炎患者等に対する支援に当たり留意いただきたいとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 1 今般の地震による被災状況等に鑑み、インターフェロン治療の中断期間が連続1ヶ月以上に及ぶなどして、医師が治療再開による治療効果が期待できず、当該治療を最初から行う必要があると判断した場合には、助成期間の経過日数にかかわらず、治療開始日、治療予定期間を再度設定することを可能とする。
- 2 副作用などで治療休止期間があり、2ヶ月の助成期間の延長がすでに認められている者について、医師が治療効果が期待できると判断した場合には、2ヶ月の延長期間を超えて、予定されていた治療を完遂するまで、治療予定期間を再度設定することを可能とする。



事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 8 日

各都道府県 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局疾病対策課

肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業の助成期間に係る取扱い等について

この度の東日本大震災による被災状況等に鑑み、被災者の方々の公費負担医療の取扱いについて、「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療費の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 11 日付け厚生労働省健康局総務課等事務連絡）及び「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療費の取扱いについて（その 2）」（平成 23 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局疾病対策課等事務連絡）を発出しているところですが、今般、これらの事務連絡の取扱いに加えて、肝炎治療特別促進事業の対象となっている被災者の助成期間について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、適切な対応をお願いいたします。

あわせて、核酸アナログ製剤の投与の中断等については、別紙のとおり、（社）日本肝臓学会からメッセージが出されておりますので、避難所等で支援を行う医療チームや保健師チーム等、貴管内関係者に対し情報提供の上、被災された肝炎患者等に対する支援に当たり、御留意いただくようお願いいたします。

記

- 1 今般の地震による被災状況等に鑑み、インターフェロン治療の中断期間が連続 1 ヶ月以上に及ぶなどして、医師が治療再開による治療効果が期待できず、当該治療を最初から行う必要があると判断した場合には、助成期間の経過日数にかかわらず、治療開始日、治療予定期間を再度設定することを可能とする。
- 2 副作用などで治療休止期間があり、2 ヶ月の助成期間の延長がすでに認められている者について、医師が治療効果が期待できると判断した場合には、2 ヶ月の延長期間を超えて、予定されていた治療を完遂するまで、治療予定期間を再度設定することを可能とする。

(別紙)

日本肝臓学会からの重要なお知らせ(B 型肝炎で治療中の患者さんへ)

東北地方太平洋沖地震被災者の皆様へ

このたびは東北地方太平洋沖地震に被災された方々に対しまして、日本肝臓学会として心よりお見舞い申し上げます。

B 型慢性肝炎あるいはB 型肝炎硬変で「核酸アナログ」と呼ばれる抗ウイルス薬で治療中の皆様にお知らせ致します。ゼフィックス®(一般名ラミブジン)、ヘプセラ®(同アデホビル)、バラクルード®(同エンテカビル)というB 型肝炎ウイルスに対する抗ウイルス薬のいずれか 1～2 種類を服用中の患者さんは、お薬を中止すると、肝炎が悪化して重症化する危険性があります。このため、上記3種類の薬の服用は中止をしないようお願い致します。また、上記3種類の薬は、一般の薬局で購入することはできず医師の処方箋が必要です。お手元にお薬がない方は、最寄りの災害拠点病院などで処方を受けてください。一般には、1～2 週間程度の中止では、服用を再開すれば肝炎が悪化することはありません。

なお、B 型慢性肝炎でインターフェロンなどの他の薬による治療を受けておられる方は、中止しても肝炎が急激に悪化することはありません。また、C型慢性肝炎でインターフェロンを含む治療などを受けておられる方も、中止による肝炎の急激な悪化の心配はいりません。

被災された皆様におかれましては、一日も早い復旧がなされますよう衷心よりお祈り申し上げます。

平成 23 年 3 月 25 日

社団法人日本肝臓学会

理事長 小池和彦